資料1-2 審議参加の状況【農林水産省】

動物用医薬品等部会

				資料関与	由註入	申告状況(米 甲 <i>反</i>						
開催日	総委員数	議題	出席委員数	委員 退室	退室	議決 議決 不参加	<u>競合企</u> 退室	業関係 議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年3月8日	19	議題1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題2	17	0	0	0	1	2	1	0	1	15	0	15
	19	議題3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17
	19	議題4	17	0	0	1	0	0	0	0	1	16	0	16
	19	議題5	17	0	0	2	0	0	0	0	2	15	0	15
	19	議題6	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16
令和5年5月30日	19	議題1	14	0	1	0	0	1	1	0	1	12	0	12
	19	議題2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題4	14	0	0	2	0	0	0	0	2	12	0	12
	19	議題5	14	0	1	0	0	1	1	0	1	12	0	12
	19	議題6	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	19	議題7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
令和5年9月14日	19	議題1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	19	議題2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	19	議題3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	19	議題4	14	0	0	2	0	0	0	0	2	12	0	12
令和5年12月6日	19	議題1	18	0	0	0	0	2	0	0	2	16	0	16
	19	議題2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	19	議題5	18	0	0	2	0	0	0	0	2	16	0	16

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

動物用生物学的製剤調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1			=羊汰 <i>按去</i>	= + : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	恒接譲決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年1月19日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和5年7月6日		į.	11	0	0	0	0	1	0	0	1	10	0	10
令和5年10月3日	12		9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9
	12	議題2	9	0	0	0	0	1	0	0	1	8	0	8

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

動物用抗菌性物質製剤調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況 ^{※1}			======================================	=+11. (2
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	不参加	値接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年1月20日		議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	1	0	0	1	11	0	11
令和5年4月25日	13	議題1	11	0	0	0	0	1	0	0	1	10	0	10
令和5年11月6日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		本 拉琴法	議決権を	= * \h_1 - \h2
	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	職人権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年1月13日	13	議題1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	13
令和5年4月18日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	13	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和5年8月1日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題4	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題5	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
令和5年11月10日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

^{※1} 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。

^{※2} 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。

^{※3} 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

動物用医薬品再評価調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1			= +	
	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年2月22日	12	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	12	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和5年5月25日	12	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
令和5年11月27日	12	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	12	議題7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

動物用医薬品残留問題調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1			= * \ + \ + +	
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	不参加	を 直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参 加した委員 数
令和5年1月24日	13	議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	13	議題2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和5年4月14日		議題1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
令和5年8月2日	13		10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

水産用医薬品調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係		業関係		対応状況※1		- 	====±	=* _ /_ _
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	議決権を 行使した委 員数 ^{※3}	議決に参加した委員 数
令和5年2月21日	審議なし													
令和5年5月8日	13	議題1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	13	議題2	12	0	0	2	0	0	0	0	2	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		古拉琴法	議決権を	=業油 <i>□ ◆</i>
開催日	総委員数	議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	直接議決 に参加した 委員数	一般が作品 行使した委 員数 ^{※3}	職次に参加した委員数
令和5年3月14日	10	議題1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	10	議題2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。

動物用再生医療等製品・バイオテクノロジー応用医薬品調査会

				資料関与 委員	申請企	申告状況(業関係	延べ人数) 競合企	業関係		対応状況※1		古拉镁油	議決権を	送沈ル女
開催日	総委員	数 議題	出席 委員数	退室	退室	議決 不参加	退室	議決 不参加	退室	左記のう ち、特例的 な取扱いに より参加 ^{※2}	議決 不参加	未吕粉		議決に参加した委員 数
令和5年1月	月23日	8 議題1	6	0	0	1	0	0	0	0	1	5	0	5

- ※1 同一議題において重複して申告されている委員がいることから、対応状況は申告された数の総和(申請企業関係+競合企業関係)とは異なる。
- ※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる(審議参加規程第16条 特例)。
- ※3 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議 決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる(審議参加規程第14条 議決権の行使)。